ご使用になる方へ

取　扱　説　明　書

合併処理浄化槽
フジクリーンCS型･CSL型

●この度は、合併処理浄化槽フジクリーンＣＳ型・ＣＳＬ型をお買いあげいただき、誠にありがとうございました。
●この「取扱説明書」には、「保証書」が添付されています。
最初に、保証書に所定の記載事項が記載されているか確認してください。
●この「取扱説明書」をよくお読みになり、正しくご使用してください。
●お読みになった後は、大切に保管してください。

目　　次

1．安全のために必ずお守りください ---------- 1
2．合併処理浄化槽フジクリーンＣＳ型・ＣＳＬ型のしくみ--------- 3
3．ご使用に際しての注意事項 ---------- 5
4．一般的留意事項 ---------- 6
5．維持管理と法定検査について ---------- 7
◎　「保　証　書」 ----------（巻末）

注意

取扱説明書本文に出てくる警告、注意表示の部分は、浄化槽を使用する前に必ずお読みになり、よく理解してください。

美しい水を守る
フジクリーン工業株式会社

●初めに次のことをご確認ください。

１．保証書に所定の記載事項が記載されていますか？

記載されていない場合は、お買い上げの販売・施工業者にご連絡ください。

［保証書は、この冊子の巻末に綴じられています。］

２．浄化槽の申請手続きはお済みですか？

浄化槽を設置する場合、建築基準法および浄化槽法により、工事着工前に申請および設置の届け出が義務づけられています。必ず関係官公庁に所定の申請書を提出して許可を得てください。

３．維持管理業者とのご契約はお済みですか？

浄化槽法により、浄化槽の維持管理（保守点検、清掃）を行うことが義務づけられていますので、専門知識と技術を持った専門業者に委託してください。詳しくは、お買い上げの販売・施工業者または弊社営業所にご相談ください。また、契約がお済みになりましたら、別添の維持管理要領書を維持管理業者の方にお渡しください。

■浄化槽を安全に正しくお使いいただくために

１．安全のために必ずお守りください

＜シンボルマークの説明＞

ここに示した注意事項は、製品を安全に正しくお使いいただき、あなたや他の人々への危害や損害を未然に防止するためのものです。また、注意事項は、危害や損害の大きさと切迫の度合いを明らかにするために、誤った取り扱いをすると生ずることが想定される内容を「**警告**」「**注意**」の２つに区分しています。しかし「**注意**」の欄に記載した内容でも、状況によっては重大な結果に結びつく可能性があります。いずれも安全に関する重要な内容ですので必ずお守りください。

本書では、以下に示すシンボルマークを使っています。

⚠ 警告	⚠ 注意
この表示を無視して、取り扱いを誤った場合に使用者が死亡または重傷を負う可能性が想定される内容を示します。	この表示を無視して、取り扱いを誤った場合に使用者が傷害を負う危険および物的損害※ の発生が想定される内容を示します。

※　物的損害とは、家屋・家財および家畜・ペットにかかわる拡大損害を示します。

弊社製品を正しく、安全にご使用いただくために次の項目を必ずご熟読の上、十分に注意していただきますようお願い致します。

取り扱いに関する注意

⚠警告 1)消毒剤による発火・爆発・有害ガス事故防止

●消毒剤は強力な酸化剤です。
消毒剤には、無機系の塩素剤と有機系の塩素剤の二種類があります。
これらを一緒に薬剤筒に入れないでください。

留意：有機(イソシアヌル酸)系の塩素剤には、商品名：ハイライト、ポンシロール、メルサン、マスター、ペースリッチなどがあります。
無機系の塩素剤には、商品名：ハイクロン、トヨクロン、南海クリヤーなどがあります。

●消毒剤の取扱に際しては、目・鼻・皮膚を保護するため、ゴム手袋、防塵マスク、保護メガネなどの保護具を必ず着用してください。

●消毒剤を廃棄する場合は、販売店などにお問い合わせください。
発熱・火災の危険がありますので、消毒剤はゴミ箱やゴミ捨て場に絶対に捨てないでください。

留意：消毒剤の取扱上の詳細な注意事項は、現品の包装材に記載されていますので、お読みください。

これらの注意を怠ると、発火・爆発・有害ガスの生ずるおそれがあります。
また、これらにより傷害の生ずるおそれがあります。

⚠警告 2)感電・発火事故防止

●タイマ付バルブユニットは分解や改造をしないでください。
●ブロワのカバー・制御盤の扉は、開けないでください。
●ブロワ・制御盤の近く（50cm以内）には、ものを置かないでください。
●電源コードの上には、ものを置かないでください。
●電源プラグは、ほこりが付着しやすいので、１年に１回以上は掃除してください。
●ブロワ・ポンプ・制御盤・タイマ付バルブユニットなどの電気機器が故障した場合は、維持管理業者又は専門の工事業者に連絡し、修理してください。

これらの注意を怠ると、感電・発火の生ずるおそれがあります。

⚠注意 3)マンホール・点検口などからの転落・傷害事故防止

●マンホール・点検口の蓋は、必ず閉めてください。
また、ロック機構のあるものは必ずロックしてください。
●マンホール・点検口の蓋及びロックのひび割れ・破損などの異常を発見したら、直ちに取り替えてください。
●マンホール・点検口の蓋は、子供にさわらせないでください。
●マンホールには表示された荷重以上のものをのせないでください。

これらの注意を怠ると、転落・傷害の生ずるおそれがあります。

⚠注意 4)荷重による器物破損・傷害事故防止

●通常の埋設工事を行った浄化槽の上には、車などの重量物をのせないでください。
●車などがのる場合には、特殊工事が必要になりますので、専門の施工業者にご相談ください。
●なお、マンホールは適正な荷重の製品を使用してください。

これらの注意を怠ると、器物破損・傷害の生ずるおそれがあります。

2．合併処理浄化槽フジクリーンCS型･CSL型のしくみ

2－1．合併処理浄化槽フジクリーンCS型･CSL型とは

合併処理浄化槽フジクリーンCS型･CSL型は、トイレ、浴室（お風呂）、洗面所、台所などから排出される生活排水を処理する浄化槽です。

2－2．処理性能について

フジクリーンCS型･CSL型は、適正な使用状態において、流入ＢＯＤ２００mg/Lの生活排水をＢＯＤ２０mg/L以下に処理します。

> **ＢＯＤとは**
>
> Biochemical Oxygen Demandの略で生物化学的酸素要求量のことを示します。
>
> 汚水中の有機物（汚れ）が好気性微生物によって分解されるのに必要な酸素量をmg/Lで表したもので、この値が大きいほど水が汚れていることになります。

■処理汚水量

型　　式	ＣＳ－５	ＣＳ－７	ＣＳ－10
処理対象人員（人）	５	７	１０
1日当たりの設計処理汚水量（m^3/日）	1.0	1.4	2.0

型　　式	CSL-12	CSL-14	CSL-18	CSL-20	CSL-21	CSL-25
処理対象人員（人）	１２	１４	１８	２０	２１	２５
1日当たりの設計処理汚水量（m^3/日）	2.4	2.8	3.6	4.0	4.2	5.0

型　　式	CSL-28	CSL-30	CSL-35	CSL-40	CSL-45	CSL-50
処理対象人員（人）	２８	３０	３５	４０	４５	５０
1日当たりの設計処理汚水量（m^3/日）	5.6	6.0	7.0	8.0	9.0	１0.0

2－3. 各部の名称とその働き

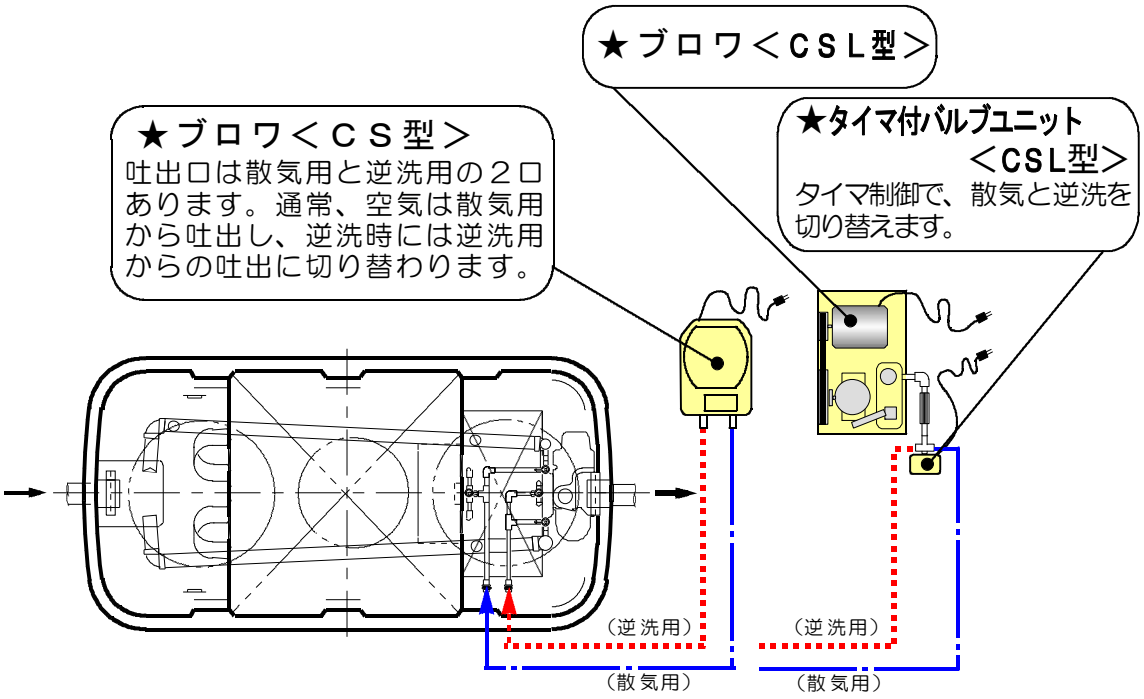

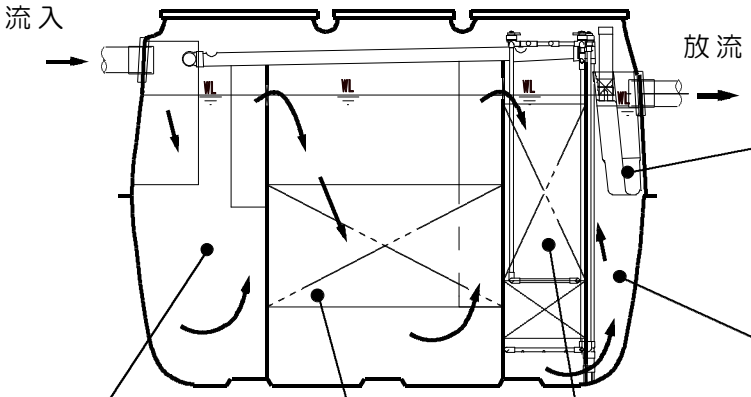

★消毒槽
消毒剤により処理水を消毒し、放流します。

★処理水槽
担体流動生物濾過槽で処理された水を一時的に貯留します。

★夾雑物除去槽
汚水中の大きな固形物や油脂などの固液分離を行います。

★担体流動生物濾過槽
担体流動生物濾過槽は上部の「好気部」と下部の「濾過部」に分かれています。通常、「好気部」では散気が行われ、充填された担体（濾過材）表面に付着した微生物の働きにより汚水中の有機物の分解･除去が行われます。「濾過部」では担体（濾過材）によりＳＳ（浮遊物質）の濾過を行います。

★嫌気濾床槽
濾材が充填されており、汚水が濾材を通過する際に、固形物の分離と嫌気性微生物の働きにより有機物が嫌気分解されます。

3．ご使用に際しての注意事項

浄化槽は微生物の働きによって機能しています。このため浄化槽の機能を正常に維持できるよう、下記に示す注意事項をよくお読みになり、快適な状態でご使用ください。

⚠注意　1）洗濯時には次のような心遣いをお願いします。

●洗剤は適量を使用してください。余分に使っても水を汚すだけでムダになります。また漂白剤も控えめに使用し、使用後は十分に水を流してください。

これらの注意を怠ると、浄化槽の機能が正常に働かないおそれがあります。

⚠注意　2）台所の油分は流さないでください。

●台所から出る使用済みの油は、水に流さないで紙などに吸わせてゴミと一緒に出すようにしてください。鍋や皿の油汚れは紙で拭ってから洗ってください。さらに、流しの三角コーナーなどには、ろ紙袋をかぶせて油分がなるべく流れ出ないようにしてください。

●殺虫剤、防臭剤、洗剤、防腐剤など、浄化槽の正常な機能を妨げるものを混入させないでください。

これらの注意を怠ると、浄化槽の機能が正常に働かないおそれがあります。

⚠注意　3）紙おむつや衛生用品などは流さないでください。

●紙おむつや衛生用品などは水に溶けません。浄化槽の正常な機能を妨げるものは混入させないでください。

これらの注意を怠ると、流入配管や浄化槽の閉塞の生ずるおそれがあります。

⚠注意　4）ブロワの電源は切らないでください。

●浄化槽内の微生物（バクテリア）は、常にブロワからの空気が必要です。

●ブロワには逆洗を自動で行うためのタイマがついています。このタイマには設定時刻を記憶する電池が内蔵されていますが、ブロワの電源を切ると電池の寿命が短くなります。電池が切れたときに電源を切ったり停電が起こると現在時刻がずれてしまいます。

このため旅行などで長期不在のときも絶対にブロワの電源は切らないでください。

これらの注意を怠ると、浄化槽の機能が正常に働かないおそれがあります。

⚠注意　5）その他

●トイレットペーパーは水に溶けやすい専用の紙を適度に使用してください。
水に溶けにくいティッシュペーパーは使用しないでください。

●便器の洗浄には中性の洗剤を適度に使用し、塩素などの薬品を使用しないでください。

●カビ落し剤は適度に使用し、使用後は多めの水で流してください。多量に使用すると浄化槽内の微生物が死滅することがあるので注意してください。

●浄化槽の上に植木鉢や物干し台などの物を置かないようにしてください（保守点検、清掃が困難になります）。

■故障の場合はすぐご連絡ください。

故障やその他具合の悪い点にお気づきのときは、維持管理業者または浄化槽を設置した施工業者にご連絡ください。

４．一般的留意事項

（１）浄化槽を使用するときは、浄化槽の機能を正常に維持するために、次の事項を守るよう浄化槽法等で規定されていますので、ご協力ください。

①し尿を洗い流す水は、適正量とすること。
②殺虫剤、洗剤、防臭剤、油脂類、紙おむつ、衛生用品等であって浄化槽の正常な機能を妨げるものは流入させないこと。
③し尿と併せて雑排水を処理する浄化槽（合併処理浄化槽）にあっては、工場廃水、雨水その他の特殊な排水を流入させないこと。
④電気設備を有する浄化槽にあっては、電源を切らないこと。
⑤浄化槽の上部又は周辺には、保守点検又は清掃に支障を及ぼすおそれのある構造物を設けないこと。
⑥浄化槽の上部には、その機能に支障を及ぼすおそれのある荷重をかけないこと。（駐車場仕様で特殊工事の行われた場合を除く。）
⑦ブロワカバーの開口部をふさがないこと。
⑧浄化槽に故障又は異常を認めたときは、直ちに、浄化槽管理者にその旨を通報すること。

（２）浄化槽に入れる消毒剤は、浄化槽を使用開始するまでは開封しないでください。

これを守らないと、消毒剤から塩素ガスが発生し空気中の水分と反応し、塩酸を生じ、このために金属類を腐食するおそれがあります。

（３）浄化槽法では浄化槽が正常な機能を維持するために、定期的に浄化槽の維持管理（保守点検や清掃）を行うことが義務づけられています。そしてこれらの作業には、専門的知識や器具が必要ですので、保守点検は都道府県に登録されている「保守点検業者」、清掃は市町村長の委託または許可を受けた「清掃業者」と契約してください。‥‥（有料）

（４）浄化槽には保守点検・清掃の他、環境大臣又は都道府県の指定する指定検査機関により、水質などに関する検査を受けることが義務づけられています。この法定検査には、浄化槽の使用開始後３カ月を経過した日から５カ月以内に行う水質検査と、毎年１回定期的に行う定期検査があります。‥‥（有料）
水質検査に係わる手続きは浄化槽工事業者（施工業者）に、定期検査に係わる手続きは維持管理業者（保守点検業者、清掃業者）に委託することができます。

（５）ブロワなどから異常な騒音・振動が発生したり、また、悪臭などでお困りのときは、維持管理業者または浄化槽工事業者（施工業者）にご相談ください。

5．維持管理と法定検査について

浄化槽がその機能を正常に保つことにより所定の放流水質を維持して行くには、浄化槽の保守点検や清掃などが適切に実施されていることがきわめて大切です。このため浄化槽管理者（浄化槽の所有者および占有者）は、定期的に保守点検と清掃をすること、そして法定検査を受ける事が浄化槽法によって定められています。

5－1．保守点検と清掃

維持管理は、保守点検と清掃に区分されています。保守点検と清掃には専門的知識や器具が必要ですので、保守点検は都道府県に登録されている保守点検業者、汚泥引抜などの清掃は市町村長の委託または許可を受けた清掃業者と契約を結んでください。‥‥（有料）

■維持管理時期または頻度

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>処理対象人員</th><th colspan="2">時　期　または　頻　度</th></tr>
<tr><td rowspan="2">保守点検</td><td>5～20(人)</td><td rowspan="2">浄化槽の使用開始直前</td><td>使用開始後は４カ月に１回以上</td></tr>
<tr><td>21～50(人)</td><td>使用開始後は３カ月に１回以上</td></tr>
<tr><td>清　　掃</td><td>5～50(人)</td><td colspan="2">１年に１回以上</td></tr>
</table>

保守点検と清掃の内容は、弊社の維持管理要領書をご覧ください。

5－2．法定検査

浄化槽管理者（浄化槽の所有者および占有者）は、保守点検と清掃とは別に、環境大臣又は都道府県の指定する指定検査機関により、水質などに関する検査を受けることが義務づけられています。

この法定検査には次のように浄化槽法第7条に基づいて使用開始の際に行う水質検査（7条検査）と、浄化槽法第11条に基づいてその後毎年受ける定期検査（11条検査）があります。‥‥（有料）

水質検査に係わる手続きは浄化槽工事業者（施工業者）に、定期検査に係わる手続きは維持管理業者(保守点検業者、清掃業者)に委託することができます。

■法定検査の内容

項　目	時　期　または　頻　度	目　　的
水質検査 (7条検査)	使用開始後３カ月を経過した日から５カ月の間に実施	浄化槽が適正に設置され、正常な機能を果たしているかどうかを早い時期に確認するために行う
定期検査 (11条検査)	毎年１回実施	保守点検や清掃が適正に実施されているかどうかを判断するために行う

フジクリーン浄化槽保証書

①本書は、本書記載内容(裏面記載)に従って修理を行うことをお約束するものです。
②使用開始日より保証期間中故障が発生した場合は、本書をご提示の上、お買上げの販売･施工業者または維持管理業者などに修理をご依頼ください。
③本書は再発行いたしませんので、大切に保管してください。

※型式名	ＣＳ ＣＳＬ　－　　型	浄化槽製造番号: ブロワ製造番号:

	対象部品	期間(使用開始日より)	
保証期間	槽本体	３カ年	駆動部はブロワ・ポンプ・制御盤・タイマ付バルブユニットなどの設置設備類を含む
	駆動部内部部品	１カ年	

但し、ベルト、オイル、ダイヤフラム、弁、エアフィルタ、消毒剤などの消耗部品は除く。

※据　付　日	平成	年	月	日
※使用開始日	平成	年	月	日
※使　用　者 （設置者）	ご住所			
	お名前			
	電　話	（　　）		

修理記録

年　月　日	内　　容	業　者　名
．．．		
．．．		
．．．		

※施工業者	住　所 社　名　　印 電　話（　　）　－ 浄化槽設備士名 浄化槽設備士証　No. 第　　号

※印欄に記入のない場合は無効となりますので、必ずご確認ください。

美しい水を守る
フジクリーン工業株式会社
本社/名古屋市千種区今池四丁目１番４号〒464-8613 ・(052)733-0326

修理規程

1.取扱説明書、取扱要領書、取扱ラベル等の注意書きに従って正常な使用状態で保証期間内に故障した場合には、無料修理いたします。なお、離島及び離島に準ずる遠隔地への出張修理を行った場合には、出張に要する実費を申し受けます。

2.保証期間内に、故障して修理をお受けになる場合は、お買上げの販売･施工業者または維持管理業者にご依頼ください。この浄化槽は出張修理いたしますので、その際には本書をご提示ください。

3.保証期間内にご転居の場合には、保証書の書き換えがありますので事前に弊社までご連絡ください。

4.本書に記入してある施工業者または維持管理業者等に修理をご依頼になれない場合には、お近くの弊社窓口へご相談ください。

5.保証期間内でも次の場合には有料修理になります。

(イ)使用上の誤りによる故障または損傷
(ロ)適切な維持管理がなされていないとき
(ハ)適切な工事がなされていないとき
(ニ)改造や不適切な修理による故障または損傷
(ホ)駆動部の取付場所の移動等による故障または損傷
(ヘ)重量車両の通行･振動による故障または損傷
(ト)火災、地震、水害、落雷、雪害その他の天災地変による故障または損傷
(チ)本書の提示のない場合

6.本書は日本国内に於いてのみ有効です。

7.その他のご注意事項

(イ)浄化槽は「浄化槽法」により、使用者(設置者)は定期的に保守点検、清掃、水質検査を行うことを義務づけられております。これらの費用は保証期間内でも別途ご使用者(設置者)のご負担となります。

(ロ)この保証書は「機能」を保証するもので、「性能」を保証するものではありません。

(ハ)本書に使用開始日または据付日、使用者（設置者）、施工業者の記入のない場合及び字句を書き替えられた場合は、この保証書は無効です。

この保証書は本書に明示した期間、条件のもとにおいて無料修理をお約束するものです。したがって、この保証書によってお客様の法律上の権利を制限するものではありません。保証期間経過後の修理については、施工業者、維持管理業者または、お近くの弊社窓口にお問い合せください。

MEMO

取 扱 説 明 書

美しい水を守る
フジクリーン工業株式会社

本社／名古屋市千種区今池４丁目１番４号　〒464-8613　http://www.fujiclean.co.jp/
〈第一営業部〉Tel.（０５２）７３３-０３２６　〈品質保証部〉Tel.（０５２）７３３-０３４２

フジクリーンサービス網

区分	名称	Tel.
北海道東北	**札幌支店**	(011)882-1222
	東北支店	(0223)24-4122
	秋田営業所	(018)865-0748
	古川営業所	(0229)28-3313
	仙南営業所	(0223)24-4146
	福島営業所	(024)553-7390
	郡山営業所	(024)944-7780
	㈱フジクリーン青森	(017)761-1711
	フジクリーン岩手㈱	(019)684-6363
関東	**東京支店**	(03)3288-4511
	宇都宮営業所	(028)647-0055
	埼玉営業所	(048)851-6811
	茨城営業所	(029)839-2271
	群馬営業所	(027)327-5611
	千葉営業所	(043)206-5171
	成田営業所	(0476)23-2122
	㈱フジクリーン茨城	(029)254-7777
	入間フジクリーン㈱	(042)556-2862
	㈱正徳フジクリーン	(03)3376-2374
	中央フジクリーン㈱ 本社	(042)625-8575
	〃 横浜営業所	(045)341-2761
	〃 秦野営業所	(0463)75-4152
	〃 神奈川営業所	(0467)74-3935
北陸甲信越	山梨営業所	(055)275-9300
	松本営業所	(0263)27-2080
	新潟営業所	(025)271-8668
	富山営業所	(076)429-7461
	北陸営業所	(076)240-0170
	新潟フジクリーン㈱ 本社	(0258)36-1871
	〃 上越支店	(025)545-1033
	北陸フジクリーン㈱ 本社	(076)429-4170
	〃 金沢営業所	(076)240-0141
	フジクリーン福井㈱	(0776)34-7123
東海	**名古屋支店**	(052)733-0250
	沼津営業所	(055)924-0064
	静岡営業所	(054)286-4145
	浜松営業所	(053)465-4358

区分	名称	Tel.
東海	岐阜営業所	(058)274-1011
	四日市営業所	(059)339-2634
	津営業所	(059)235-4631
	愛知フジクリーン㈱ 本社	(0566)81-1122
	〃 名古屋支店	(052)612-8271
	〃 豊橋支店	(0532)88-5871
	〃 尾張営業所	(0568)26-6333
近畿	**大阪支店**	(06)6396-6166
	阪奈営業所	(0742)61-8401
	和歌山営業所	(073)422-3634
	滋賀フジクリーン㈱	(077)553-3115
	兵庫フジクリーン㈱	(0797)81-1685
中国四国	広島営業所	(082)843-3315
	高松営業所	(087)815-0682
	松山営業所	(089)967-6123
	高知営業所	(088)837-8021
	岡山フジクリーン㈱ 本社	(086)243-8881
	〃 津山営業所	(0868)28-5700
	フジクリーンシマネ㈱	(0852)24-3952
	フジクリーン山口㈱ 本社	(083)973-0788
	〃 岩国営業所	(0827)43-1118
	〃 下関営業所	(083)263-3718
九州	**福岡支店**	(092)441-0222
	福岡営業所	(092)441-0222
	佐賀営業所	(0952)31-9151
	熊本営業所	(096)387-3521
	大分営業所	(097)558-5135
	中津営業所	(0979)24-6937
	宮崎営業所	(0985)32-3064
	鹿児島営業所	(099)257-3501
	川内営業所	(0996)27-2905
	鹿屋営業所	(0994)43-4437
	フジクリーン久留米㈱	(0942)44-4777
	フジクリーン長崎㈱	(095)849-1811

（平成22年3月21日現在）

※名称・電話番号は変更する場合がありますのでご了承ください。

CS/CSL01-U1007/1-0.3